

令和6年第1回霞台厚生施設組合議会

定 例 会 会 議 録

令和6年2月19日開会・閉会

霞台厚生施設組合議会

令和6年第1回霞台厚生施設組合議会
定 例 会 会 議 録

令和6年2月19日（月曜日）午後2時30分開会

議事日程

令和6年2月19日（月曜日）午後2時30分開会

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 議案第4号
議案第5号
議案第6号
 - 日程第5 一般質問
 - 日程第6 議案質疑・討論・採決
 - 日程第7 閉会中の継続調査の申し出について
-

本日の会議に付した案件

議事日程

- 日程第1 会期の決定
 - 日程第2 会議録署名議員の指名
 - 日程第3 諸般の報告
 - 日程第4 議案第4号
議案第5号
議案第6号
 - 日程第5 一般質問
 - 日程第6 議案質疑・討論・採決
 - 日程第7 閉会中の継続調査の申し出について
-

出席議員 17名

1番 櫻井 茂 君
2番 真家 功 君
3番 鈴木 貞行 君
4番 大場 八千代 君
5番 玉造 由美 君
6番 香取 憲一 君
7番 岡崎 勉 君
8番 久保田 良一 君
9番 小松 豊正 君

10番 谷 仲和雄 君
11番 佐藤 文雄 君
12番 田家 勇作 君
13番 山本 進 君
14番 荒川 一秀 君
15番 矢口 龍人 君
16番 澤 秀雄 君
17番 関口 忠男 君

欠席議員 0名

法第121条により出席した者

管理者 谷島 洋司 君
副管理者 島田 幸三 君
副管理者 宮嶋 謙 君
副管理者 小林 宣夫 君
会計管理者 鈴木 隆之 君

事務局長 小澤 喜蔵 君
総務課長 海老澤 昌代 君
業務管理課長兼業務施設課長
荒川 英一 君
建設計画課長 中泉 茂紀 君

職務のため出席した者

課長補佐 貝塚 博之 君
係長 雨貝 三和子 君

係長 川上 哲仙 君
係長 山中 英明 君

令和6年2月19日（月曜日）

午後2時30分 開会

○議長（櫻井茂君） 傍聴者の皆様にあらかじめ申し上げます。

携帯電話、スマートフォンはあらかじめ電源を切るかマナーモードにされますようお願いを申し上げます。

また、消毒液による手指の消毒などご協力のほどよろしくをお願いをいたします。

傍聴に際しては、議事に対して賛否を表明したり声を出すことを禁じておりますので、ご注意を願います。また、傍聴席への録音録画機材の持込み及び使用は、固く禁じております。よろしくをお願いを申し上げます。これらが守られない場合は退席を命じますので、ご承知おきください。

ただいまの出席議員数は17名です。定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回霞台厚生施設組合議会定例会を開会いたします。

なお、マスクの着脱については個人の判断といたしますが、質疑や応答などの発言の際、マスクを着用してこれを行うことを許可いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付いたしました議事日程表のとおりであります。

（日程第1 会期の決定）

○議長（櫻井茂君） 日程第1、会期の決定についてを議題といたします。

2月7日に開催された議会運営委員会において、本定例会の会期は、2月19日の1日と決定されました。

お諮りをいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員会で決したとおり本日1日といたしたいと思っております。

これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

（日程第2 会議録署名議員の指名）

○議長（櫻井茂君） 日程第2、会議録署名議員を指名いたします。

会議規則第111条の規定により、

9番 小松豊正君

10番 谷仲和雄君

の両名を指名いたします。

(日程第3 諸般の報告)

○議長(櫻井茂君) 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条の規定により、議長において本定例会に出席を求めた者の職氏名は、

管理者 谷島君 副管理者 島田君

副管理者 宮嶋君 副管理者 小林君

会計管理者 鈴木君 事務局長 小澤君

総務課長 海老澤君

業務管理課長兼業務施設課長 荒川君

建設計画課長 中泉君

以上であります。

(日程第4 議案第4号ないし議案第6号の上程、説明)

○議長(櫻井茂君) 次に、日程第4、議案第4号・令和6年度霞台厚生施設組合一般会計予算ないし議案第6号・霞台厚生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについてまでの計3件を一括して議題といたします。

直ちに管理者から提案理由の説明を求めます。

管理者・谷島君。

○管理者(谷島洋司君) 提案理由の説明に先立ち、一言申し述べさせていただきます。

4市町で整備しましたクリーンセンターみらいにつきましては、令和6年4月1日をもって供用開始から丸3年を迎え、地域還元施設みらい交流館につきましても、間もなく1年を迎えようとしております。

この間、両施設とも順調に稼働しており、議会の皆様、住民の皆様のご理解とご協力に心より感謝申し上げます。

さらに、令和6年度は、旧焼却施設解体工事が本格的に始まってまいります。

解体工事の期間中は、クリーンセンターみらいをご利用の皆様には、何かとご不便をおか

けることもございますが、旧施設跡地整備は、地域の資源循環を活性化し、持続可能な社会の構築に資するものと考えております。

これからも、安定的な廃棄物の処理はもとより、安心・安全で衛生的な施設として、地域の皆さんに愛されるよう一層努力してまいりますので、引き続きご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

それでは、提案いたしました議案についてご説明申し上げます。

初めに、議案第4号・令和6年度霞台厚生施設組合一般会計予算について。

一般会計予算の総額は19億3,325万2,000円とし、前年度より4,738万5,000円、2.4%の減となっております。

歳入歳出の款項別予算額は、第1表に記載のとおりでございます。

歳入の内訳につきましては、分担金及び負担金10億3,977万2,000円、使用料及び手数料3億4,472万円、国庫支出金1億1,150万8,000円、財産収入3万4,000円、繰越金3,000万円、諸収入4億721万8,000円でございます。

次に、歳出の内訳を申し上げますと、議会費280万1,000円、総務費2億2,355万6,000円、衛生費17億435万3,000円、このうち塵芥処理費10億8,917万5,000円、施設整備費6億1,517万8,000円となっております。公債費4万2,000円、予備費250万円でございます。

債務負担行為につきましては、第2表に記載のとおり、リース契約期間が満了となります事務用パソコン並びにAEDを更新するものの2件でございます。

一時借入金につきましては、資金収支の状況を勘案して、借入れをする場合の最高限度額を1億円といたしました。

なお、予算の詳細につきましては、事項別明細書をご参照いただきたいと思います。

次に、議案第5号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第2号）について。

本案は、既定の予算総額から歳入歳出それぞれ9,587万1,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を18億8,256万6,000円とするものでございます。

歳入歳出の款項別補正額は、第1表に記載のとおりでございます。

歳入につきましては、繰越金を増額し、分担金及び負担金、使用料及び手数料を減額いたします。

歳出につきましては、衛生費、塵芥処理費におきまして、ごみの搬入量の減少に伴い委託料を減額するほか、備品購入費を減額し、衛生費、施設整備費につきましては、入札差金等により委託料と工事請負費を減額するものでございます。

継続費につきましては、衛生費、清掃費の霞台旧施設解体事業において契約額が確定したことから、第2表に記載のとおり変更するものでございます。

また、繰越明許費につきましては、衛生費、清掃費のクリーンセンター運営費におけるごみ展開検査装置について、年度内に事業完了が難しいことから、第3表に記載のとおり設定するものでございます。

次に、議案第6号・霞台厚生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについて。

本案は、地方自治法の一部改正に伴い、条例中の引用条項及び所要の改正をするため、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

以上が提案いたしました議案の概要でございます。十分ご審議の上、議決を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（櫻井茂君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

（日程第5 一般質問）

○議長（櫻井茂君） 日程第5、一般質問。

質問は通告の順にこれを許します。

なお、質問の形式は事前に通告した方式とし、時間は1議員30分以内といたしますので厳守願います。

最初に、10番・谷仲和雄君。

○10番（谷仲和雄君） 10番議席、谷仲和雄でございます。

通告に基づき一般質問を行います。

1項目め、霞台厚生施設組合事務局長の任期付き採用の件についてお尋ねをいたします。

先ほど開催されました議会事前説明会において自治紛争処理委員による調停の成立について説明がございました。これを契機に、十分な相互理解に基づく円滑な業務運営の推進が求められるところでございます。

令和5年2月16日に霞台厚生施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例が制定され、令和5年4月1日施行となっております。本条例の運用については第2条準用から石岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の例によるとされているところです。

また、地方公務員法が改正され、地方公務員の定年が国家公務員と同様に令和5年度から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い、本組合職員の定年について所要の改正をする

霞台厚生施設組合職員の定年等に関する条例の一部改正や、これに併せ、現行の再任用条例を廃止する霞台厚生施設組合職員等再任用条例を廃止する条例なども同日、議決となっております。

石岡地方の一部事務組合、霞台厚生施設組合、湖北環境衛生組合、石岡地方斎場組合における事務局長人事においては、従前の例として、組合を構成する自治体からの職員派遣による部長級理事職としての処遇・待遇となっていたものと認識をいたしております。

そのほか、一部事務組合は地方自治法で定められている特別地方公共団体であり、職員は地方公務員法に定められる公務員となります。

一方、65歳定年引上げに関わる改正地方公務員法が令和5年4月1日施行となりましたが、これは、地方公務員の定年について、国家公務員と同様に65歳に引き上げるもので、処遇については、同法28条の5の特例任用を除き、均衡の原則に基づく管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入と給与60歳前の7割水準とするものであります。

さて、65歳定年引上げに伴う改正地方公務員法が令和5年4月1日施行となる中、霞台厚生施設組合においては、事務局長の任期付き採用が行われており、現在に至っております。

事務局長の任期付き採用の件については、組合運営に対する構成4市町からの負担金とも関係してくることから、その経緯・理由について本組合議会を構成する議員の一人として質問する必要があります。

よって、本質問の趣旨は、この件をクリアにすることにより、本組合構成4市町のさらなる連携を図り、ごみ処理広域行政における円滑な業務運営の推進に寄与することを目的とするものです。

以上の背景・趣旨から、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び霞台厚生施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例並びに準用する石岡市の条例・規則、令和5年4月1日施行の65歳定年引上げに伴う改正地方公務員法等に照らし合わせ、以下、4点について質問いたします。

1点目、初めに、一般職職員給に代表される職員等人件費の原資は何か確認をいたします。担当課長に答弁を求めます。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

一般職職員給につきましては、総務費において職員等人件費で支出しており、その原資については、構成市町からの負担金となります。

答弁は以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 10番・谷仲和雄君。

○10番（谷仲和雄君） それでは、1点確認でございますが、この職員等人件費の原資は総務費負担金というところから捻出されていることで、それで理解してよろしいでしょうか。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） はい、総務費負担金となります。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 10番・谷仲和雄君。

○10番（谷仲和雄君） 2点目、令和5年4月1日施行の定年65歳引上げに伴う改正地方公務員法を含め、霞台厚生施設組合職員の勤務条件や処遇等については、全て石岡市の例に準ずる規定になっていると理解してよろしいか。担当課長に答弁を求めます。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 質問についてご答弁申し上げます。

霞台厚生施設組合の勤務条件や処遇等に関する条例、規則等については、基本的には石岡市の例によるものとなっております。

答弁は以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 10番・谷仲和雄君。

○10番（谷仲和雄君） その基本的にはという文言のところ、石岡市の例に基本的にはなっていると、この基本的にというのはどういう意味を指しますでしょうか。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 組合の条例、規則全部が石岡市の準用をしているものではないという意味でございます。

○議長（櫻井茂君） 10番・谷仲和雄君。

○10番（谷仲和雄君） それでは、3点目に進みます。

任期付職員の種類は次の4つです。a、特定任期付職員、b、一般任期付職員、c、法4条任期付職員、d、任期付短時間勤務職員、この4つに区分されます。その中で、フルタイム任期付職員に該当するのが、aの特定任期付職員、bの一般任期付職員、cの法4条任期付職員の3つとなります。

そこで、今回の事務局長の任期付き採用は、特定任期付職員または一般任期付職員どちらでの採用となっているかお聞きをいたします。担当課長に答弁を求めます。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

今回の事務局長の任期付き採用につきましては、石岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条第2項第1号の一般任期付職員での採用となっております。

答弁は以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 10番・谷仲和雄君。

○10番（谷仲和雄君） 一般任期付職員ということでございます。

では、4点目に入ります。

本組合の事務局長の任期付き採用は一般任期付きでの採用ということですが、霞台厚生施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例第2条の準用において、準用する石岡市の例では職員の定年後の処遇としての一般任期付職員の運用例はないということであります。石岡市議会のこれは会議録、令和5年第3回石岡市議会定例会一般質問石橋保卓議員の職員の勤務条件等についての項目中、職員定年延長後の処遇についての中で、石岡市職員を定年後に任期付職員採用として雇用は想定されているのかどうかについての質問に対する答弁から引用いたしますと、一般任期付職員につきましては現在まで当市での運用例はございません、この運用につきましては条例上適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難、または専門的な知識経験を有効に活用することができる期間が一定の期間に限られるなどの場合となっておりますので、当市の場合ただいま申し上げるようなケースというのは少なくとも現在のところはないものというふうに想定してございますとの答弁であります。

任期付職員には65歳定年引上げに伴う改正地方公務員法での処遇となる役職定年制と給与60歳前の7割水準は適用されません。また、本組合一般行政職の区分級別の基準となる職務表から、事務局長は次長、参事と同じ6級となっております。

これらの点を踏まえ4点目の質問でございますが、今回の事務局長の任期付き採用の件について、組合運営に対する構成4市町、石岡市・小美玉市・かすみがうら市・茨城町からの負担金と関係してくることから、今回の事務局長の任期付き採用に至った経緯・理由について、任命権者である管理者に説明を求めます。答弁を求めます。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） ただいまの質問について答弁いたします。

霞台厚生施設組合の事務局長の任期付き採用につきましては、現在の組合の状況を考慮し、

判断したものでございます。

その理由としましては、とりわけ現在、霞台厚生施設組合が取り組んでおります新広域ごみ処理施設整備事業に当たりまして、事務局長として組織をまとめながら、様々な課題の解決と円滑な事業完遂を進めていくためには、豊富な行政情報と経験を必要とするとのことから、副管理者とも相談し、判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 10番・谷仲和雄君。

○10番（谷仲和雄君） ただいま管理者からの答弁がございました。組合の状況を勘案して副管理者の方々と相談をして現在の状況に至ったという答弁でございます。

これ従来のとおり事務局長が組合構成自治体からの職員派遣であれば実質その派遣元自治体が給与を負担する形となりますが、組合としての採用により事務局長の給与分は実質構成4市町からの総務費負担金から賄われることとなります。

先ほどの答弁どうしてもごみ処理広域化の業務運営に現事務局長の手腕が必要だということなら、65歳定年引上げに伴う改正地方公務員法の令和5年4月1日施行を踏まえれば、派遣元の構成自治体から本組合への派遣事例の基に同法28条の5の管理監督職勤務上限年齢による降任等及び管理監督職への任用の制限の特例、いわゆる特例任用として組合管理者が事務局長に任命する形になるのではないかと私は思いますが、そこで特例任用ではなく任期付きでの採用に至った理由、こちらのほうを再度お尋ねをいたします。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 特例任用につきましては、本年4月からの運用ということで伺っております。そういったことから、今回につきましては一般任用ということになったということでございます。

○議長（櫻井茂君） 10番・谷仲和雄君。

○10番（谷仲和雄君） 令和5年4月1日からの任用、令和5年の4月1日が改正地方公務員法の施行となります。そうしますと、令和5年4月1日からの任用にはこの特例任用のほうは時期的に間に合わないというお答えでよろしかったでしょうか。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。

この前例のない特殊な状況に対応していくためには前例のない人材の確保も必要であるとのことから、適材適所として判断したものでございます。

○議長（櫻井茂君） 10番・谷仲和雄君。

○10番（谷仲和雄君） そうしますと、この任期付き採用、これは今後継続するつもりでしょうか。答弁お願いいたします。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。

現時点としましては継続で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 10番・谷仲和雄君。

○10番（谷仲和雄君） それでは、2項目めの質問へ移らせていただきます。

2項目め、識見監査委員の導入についてお尋ねをいたします。

地方自治法の規定に基づき、普通地方公共団体である構成4市町における監査委員の選任は、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する識見監査委員と議員のうちから選任する議会監査委員となっているのは承知のとおりであります。

一部事務組合は、普通地方公共団体がその事務の一部を共同して処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体であり、職員は地方公務員法に定められる公務員となります。

現在、監査委員の選任は、本組規約第11条第1項及び第2項の規定により、管理者が組合議員の中から2名、組合議会の同意を得て選任しております。

こうした状況等を踏まえ、本組合監査委員においても、地方自治法の規定に準則し、識見監査委員と議会監査委員の2名体制となるよう、組規約の改正を視野に入れた構成4市町での協議が必要と考えますが、これに対する管理者の所見を求めます。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。

現在の組規約につきましては、今の構成市町体制の基となります平成27年3月の規約改正時に4市町の首長及び副首長で構成された石岡市・小美玉市・かすみがうら市・茨城町一般廃棄物広域処理推進協議会において改正案が協議され、その後、4市町議会の議決により規約を改正し、現在に至っております。

また、広域行政となる組合事務の特殊性に鑑み、管内のほかの一部事務組合への影響も大きいことから、県内ほかの一部事務組合の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 10番・谷仲和雄君。

○10番（谷仲和雄君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（櫻井茂君） 次の質問者に移ります。

9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 9番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従いまして、一問一答方式で一般質問を行ってまいります。

質問項目の第1は、プラスチック製品の再資源化にどのように取り組むのかについてであります。

(1) 令和4年4月1日にプラスチック資源循環促進法が施行されて2年になろうとしております。今、世界中で異常気象が問題になっております。原因の一つとして挙げられるのは、CO₂の排出によって地球の温暖化が進んでいることが挙げられております。

我が党は、日本共産党は、2030年代にCO₂の排出量を50%から60%に、2050年には100%なくすと、そういう目標を掲げて具体的な政策を発表しているところであります。私はこの議会で一貫してこの法律を生かすことを訴え続けてまいりましたが、現時点で霞台厚生施設組合としてこの法律をいかに捉えどのように実践してきたかについてお伺いいたします。

まず、改めてこの法律の意義と目的をどのようにお考えなのかを質問いたします、お伺いします。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問について答弁申し上げます。

令和5年10月の第2回定例会におきましても答弁させていただきましたが、令和4年4月に施行されましたプラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律第6条において、市町村はその区域内におけるプラスチック使用製品廃棄物の分別収集及び分別収集物の再商品化に必要な措置を講ずるよう努めなければならないとございます。具体的には、分別収集、再商品化のための体制や施設の整備、分別基準の策定、指定ごみ袋の有料化による分別排出の促進、これらに努めなければならないということが市町村の努力義務とされております。

当組合におきましては、プラスチックに分類されているペットボトル等のプラスチック製容器包装は、構成市町が分別・収集を行い、資源物として搬入され資源化し、それ以外のプラスチック使用製品は可燃物として収集され、サーマルリサイクルを行っている状況でござ

います。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） この法律を実際に推進していくためのものを見ますと、市町村また及び共同が申請すると。共同という言葉があって、私はこの共同という言葉は当然積極的に市町村が共同する、いわゆるこの広域組合ですね、ここもやっぱりその範囲に入るんだ、これは阻害されているものではないということを私はこの一般質問でも取り上げております。これは排除するものではないという理解をするのがやっぱり積極的な理解だと思うんですけども、この点を改めて質問します。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 先ほどの答弁と同じでございます。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 霞台厚生施設組合としてもこのせっきくの法律を積極的に運用するというふうに立たなきゃ駄目ですよ。といいますのは、この法律の審議過程で令和3年6月4日に、その前にこの法律は日本共産党も含めて全会一致で慎重なる審議を行い、また各界の有識者も入れて検討した結果、全会一致で採択される、そういう重要な法律です。当時の小泉運輸大臣は、プラスチックごみの熱回収、つまりこの、先ほども答弁がありましたけれども、霞台において令和3年度から実施しているサーマルリサイクル、このサーマルリサイクルはリサイクルとは呼ばないんだとはっきり言っているんですよ。明確に答弁しています。

ところが、私も最近この組合の集まりのときに聞いたんですけども、霞台ではサーマルリサイクルやっているからいいんだという発言を聞いて私はちょっと驚いたわけですけども、これはこの法律の趣旨、この法律が審議されてきたその国会議事録これ全部読めば、サーマルリサイクルでいいというふうにはならないんですよ。だから、そのプラスチック資源を循環促進するという法律がこのような地球全体の温暖化の中でつくられたわけですね。このことを私は強調したいと思います。

それで、次の質問ですけども、霞台厚生施設組合が水戸市清掃工場「えこみっと」を私は視察したらどうだと、これは令和2年の4月1日から供用開始しているんですね。そこではプラスチックの収集、分別、再資源化をやっているわけですよ。ですからそこを視察して実践に生かしたらどうだと。令和2年4月1日水戸の清掃工場「えこみっと」、霞台は令和3年4月1日から、同じ時期です。そういうもとでやれているので、非常にこれは比較さ

れるわけですよね。これはですから霞台厚生施設組合が視察して何を学んで何を実践しようとしているのか、この点をお伺いいたします。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問について答弁申し上げます。

水戸市清掃工場「えこみっと」では、プラスチック製品の再資源化に当たるプラスチック容器包装及び白色トレイの分別回収を行い、専用の貯留ピット、専用のクレーン、梱包設備が設置してありました。これは、水戸市が単独でごみ分別収集を行い、一般廃棄物処理を行っていますので、新施設建設時の計画からこのごみの分別区分を取り入れて行ってきたと思われる。

当組合におきましては、3市1町による広域ごみ処理となりますので、水戸市とは状況が異なります。構成市町と広域でのごみ処理を協議する中で、当組合においてのプラスチック製品については、サーマルリサイクルをすると方向性を決めて、それに合わせた施設を建設し、現在、処理を行っている状況でございます。

今後、他の先進事例等を構成市町と研究しながら、できることは取り入れていきたいと考えているところでございます。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） ですから、そういう水戸の例もあるわけですよね。やれないわけではないし、これ法律ができていますから、だからこの法律に基づいて、今世界中が大問題になっている地球温暖化を防ぐと、その一環としてこの霞台厚生施設組合でもプラスチック資源循環促進法に基づいて資源化するというのを全力を挙げてやっぱりやるべきだと思うんですよ。やらないのはまずいと、こういうことでやっぱり住民の支持を得られないと、本当に私はそう思って質問しております。

3番目の（3）ですけれども、私は構成4市町といかに協議して、どのように取り組んできたかというふうに書いておきましたけれども、石岡市におけるプラスチック製品資源化の実証実験の現場を霞台厚生施設組合として現地視察して学んで具体化すべきじゃないかというふうに質問したいと思うんですけれども、実は私も実際に柏原工業団地内の株式会社太和ホールディングンに行って、社長と会って説明を受けて現場を全部見てきました。そして、ここでもやれると。そんな広い規模じゃないんですよ。先ほどの方が言われましたけれども、これから新たに前のところの跡地を工事するという計画出されておりますけれども、十分や

れると。そこで私は非常に感銘したのは、入り口のところに大きな四角のビニールの袋にプラスチックのいわゆる家庭の方が持ってきた、家庭から集めたそういうのがいっぱい詰まっております、そこが出発点。そして、それが重さとか熱とか化学的な処理をして全力挙げて不純物を落として、そして最後にこれが商品ですって見せてもらったプラスチックになった純度の高いものでした、それも製品と。それを加工していろんなものにできると。例えばプランニング、お花をやるそういうものですね、プランターですか、プランターとかそういうものにも活用できるんだということであったわけです。

ですから、そういう点ぜひ私はやはり現場見ないといけないので、ここに書いてありますように、その現場が石岡にあります。そのときに聞いたんですけれども、この霞台厚生施設組合事務所のある近くの小美玉市の上玉里にもこの太和ホールディングの工場がもう既に稼働しているということでもあります。

ですから、この大問題に対して周辺では4市町でも実践が始まっているわけですね。石岡では行政側がそれを応援しているということになるわけですが、ぜひこういう現場を霞台厚生施設組合の幹部の方々も、あるいはまた我々議員も見てやはり参考にすべきだということを言いたいと思うんですけれども、どうでしょうか。ご答弁お願いいたします。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問につきまして答弁申し上げます。

石岡市においての容器包装プラスチックと製品プラスチックの地産地消モデルの事業の令和5年度の実証実験ということを実施していることを聞いておりました、今回プラスチックの製品の一部の組成調査をするために、石岡市の依頼を受けて当組合の施設内の場所を提供いたしました。現在、その実証実験の事業期間中ということで、その結果のほうはまだ聞いてございません。

今後、広域廃棄物に関する研究会におきまして、石岡市よりデータが出ましたその実証実験の報告等がございましたら、それを踏まえまして構成市町の皆様たちとこういう諸課題等を含めまして情報共有を行いながら、そういった先ほど小松議員がおっしゃいましたそのプラスチック関係の視察も含めまして検討会のほうで考えていきたいと思っております。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 積極的な答弁があったと思いますけれども、やはりこういうものは

我々は実際に現場行って見なければよく分からない点もあるわけなので、関係4市町の担当者の会議、非常に結構だと思いますけれども、併せて今行けばよく分かりますので、ぜひ答弁がありましたように現地視察をして学んでどうするかということを検討していただきたいと思う次第であります。

(4)の、私の質問にも今触れていただきましたけれども、どのように発展させていくのかと。だから、こういう問題は今どこの行政でもこのプラスチック製品の資源化の問題について積極的な法律を生かすように努力されていると思います。そういう点で、この上玉里にもあるわけですからね、上玉里、これは上玉里にも太和ホールディングの茨城工場があって、それでやっているわけですから、よくそういう点を見てこの霞台4市町も相互に学んでこの霞台厚生施設組合としてさらにそれを引き上げていくといえますか、全体のそういう再資源化になるようにぜひとも取り組んでほしいと思います。この点管理者のご意見をお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

現在、構成4市町は分別収集を行い、組合は集められた一般廃棄物の処理を行っております。その中で令和4年7月に、先ほども答弁いたしました、構成市町と組合で広域廃棄物に関する研究会を立ち上げ、廃棄物全般、廃プラスチックについてなど調査研究を実施しているところでございます。これまで実施された研究会では、構成市町の一般廃棄物基準及び収集品目のさらなる統一の検討やプラスチック資源循環促進法に関わることにつきましては、法律施行以来、構成市町においての対応、今後の計画についてなど、情報共有を図りながら調査研究を行っていく次第でございます。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） いや、こういう問題は、私は事務局だけ聞いているわけじゃないんですよね。霞台厚生施設組合のそういう今後の進め方にも関連するので、責任者の管理者にそういう方向でやると、やりたいということくらいははっきりと言ってもらいたいと思いますけれども、管理者の答弁を改めてお願いしたいと思います。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。

ただいま課長のほうから答弁がありましたとおり、調査研究を行っていきたいと思ってご

ざいます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 現地調査も含めて調査研究をして、本当に地域住民の期待に応えるということをお願いしたいと思います。

質問項目の第2に移りたいと思います。

地域還元施設みらい交流館の利用状況と利用住民の声に基づく改善についてお伺いをいたします。

(1)は、先ほどの事前説明会では説明があったわけですが、傍聴者もおられますので、このみらい交流館の開館以来の月ごとの利用者数をどのようになっておりどのように評価しているのかお伺いいたします。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問について答弁申し上げます。

先ほどの議会事前説明会におきまして、運営開始の4月から12月までの利用者の実績はお示ししておりますが、大人・小人・未就学児を合わせまして、4月が2,283人、5月が2,495人、6月が2,414人、7月が2,516人、8月が2,673人、9月が2,430人、10月が2,533人、11月が2,692人、12月が3,044人、合計で2万3,080人となります。

内訳として、大人が2万2,053人、小人が614人、未就学児が413人となります。徐々にではありますが、利用者数も増えてきている状況でございます。

今後も指定管理者と共にさらなる集客に努めてまいります。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 今答弁がありましたように、4月から12月まで9か月間、合わせますと2万3,080人、これは未就学児も含めてなっております。

そこで、お聞きしますけれども、そもそもこの震台厚生施設組合で作成した基本計画との関係ではどういうふうになりますか、基本計画では何人になっていましたか、年間、それに対して何パーセントになりますか、これは、これを質問します。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問につきまして答弁申し上げます。

基本計画におきましては6万5,000人を計画してございました。現在が今12月までで2万3,000人でございますので35.5%の利用率になります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） つまり今言われましたように2万3,080人、これは9か月の数です。12月にするとどうなるのかと、1年間にすると、そういうふうに計算すると6万5,000人の目標に対してはそれでも47%になると私は計算しますね。半分にもならないんですよ、これは。これがやはりみらい交流館の始まった一番新しくて非常に普通だとすばらしいから来ることも多いと思うんですけども、話題性呼んで、ところが半分も来ないというのが現状です。これでは私は、私もここにみらい交流館に行って実際に利用させていただきましたけれども、これは直営でやっているわけではないんですよ、指定管理者です。スポーツプラザ山新が経営を委託してやっているわけなんですけれども、この半分でこれで経営が成り立つんですかって心配することになりますよ。指定管理者スポーツプラザ山新が維持できるのかと、これどのようにお考えですか。

○議長（櫻井茂君） 小松議員に申し上げます。通告に従ってご質問をお願いいたします。

○9番（小松豊正君） はい。じゃ、（1）のどのように評価したか、評価がなかったですよ、数だけで、評価を聞いています。これ何とかこういう程度でも計画の半分いかなくても大丈夫なんだって評価するのか、私みたいに非常に心配でこれは何か考えなきゃならないんじゃないかと、評価が違いますよね、ここのところを聞いています、（1）です。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 基本計画の数値あくまで計画値でございますが、それに近づけるよう今、ただいま1年目ではございますが、指定管理者と共に協議をして、さらなる集客とサービスの向上に向け協議しているところでございます。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 私は非常に基本的なこの在り方の問題に関わって非常に心配をせざるを得ないのが私の意見なんです。

それで、（2）ですけれども、利用住民の意見・要望どのように受け止めていますか。非常にすばらしいというふうにみんな来ているのか、それとも一度行ったけれどもちょっと行けないなというふうになっているのか、この住民の意見・要望は事前説明会ではありませんでした。アンケートがどうだって、どのくらい来てどうだったのかと、そういうことはいか

がお考えですか。実際にはどういう生々しい意見・要望出ているのかお伺いいたします。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問について答弁申し上げます。

利用者の意見・要望につきましては、館内にアンケート用紙を設置し、回答について報告を受けてございます。4月から12月末までに記入していただいたアンケートは、78名から6項目の評価と自由記載欄にご意見・ご要望を99件いただいております。そのご意見といたしましては、お風呂がとてもよかった、いつも清潔感がある、スタッフがいつも丁寧であるなどのよい評価をいただいたものや、改善を要望する意見として、サウナが狭い・露天風呂が欲しい、ゆっくりくつろげるスペースが欲しい、サウナの温度を高くしてほしい、浴槽、水風呂、プールの水温を外気に合わせて調整してほしい、回数券の導入をしてほしい、レストランメニューの追加、軽食の販売、クレジット決済にしてほしいなどの意見をいただいております。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 料金が高いと、安くしてくれというのはかなりこれは私は聞いているんですけども、そういう意見はないんですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問に答弁申し上げます。

アンケートの回答では56%が適切、19%が安い、12%が高い、未回答が13%となっております。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） これは実際にここを利用していた方はどう考えているかですね。つまりどういうことかといいますと、ご存じのように、みらい交流館の前には白雲荘という名前のそういう高齢者福祉施設で、この霞台厚生施設組合自身が管理し、人も置いて、それで入浴料が上がれば歳入に加える、いろんな費用は歳出に加えると、完全に霞台厚生施設で管理をしていたときの値段は200円でした。いろんな持込み自由で畳の部屋でくつろげるところだったと。そういう点で非常に高齢者の皆さんが楽しみにしていたところなんだけれども、それが新しい焼却場造っているので取り壊して、住民の反対があったにもかかわらず取り壊して、そして現状になっているわけなんです。

それから、比べましても石岡市にあるひまわりの館は一般の人は520円、70歳以上は半額260円です。小美玉市の四季健康館は一般の人は310円、70歳以上小学生以下は100円になります。ところが、このみらい交流館は一律500円、カラオケ1曲200円と、こういうふうになっているわけです。ですから70歳以上の方にとっては本当にもっとくつろげる安くしてくれというのを私は聞いているんですね。ですから、そういうこともぜひお考えいただきまして、みんなが本当によかったと、できてよかったというふうに言われるのを私は望んでいます。ところがそうならないことを私は問題にして、この霞台議会で取り上げている次第でございます。

そういう問題意識で取り上げているんですけれども、どのように改善していくのかという問題、その前にやはり実際に行ったけれども、本当にお風呂に入っても畳の部屋がないと、何かこうくつろげないかと、何かをすればお金お金と、卓球するにもお金で、機械いじりのもみんなお金で、そういう感覚になるんですね。ですから、そういう点は改善しないと、ほおっておけばこれはやはり指定管理者のほうも管理できなくなると。本当にこれでやっていけるかどうかということになりかねない問題として私はそこまで考えてこういう質問をしているところです。

それで、この予算を見ましても出てくるわけですが、例えばこの令和6年度の予算案の歳入地域還元施設使用料が1,472万円ですか、令和5年度の予算は3,996万4,000円、これの予算の規模でもそういうことで63.2%しか計上できない、そして指定管理者の山新スポーツには年間8,000万円指定管理料として予算をしていると。いったいこの指定管理者の山新スポーツの企業利益はどのように保存される仕組みになっているんですかお聞きをしたいと思います。

○議長（櫻井茂君） 小松議員に申し上げます。通告に従って質問をお願いいたします。一問一答方式で通告に従って質問をしていただきたいと思います。

○9番（小松豊正君） はい。これは（3）のどのように改善していくのかということについて質問しますので、お答えをいただきたいと思います。

だから、今利用状況はなかなかいかないと、私は非常に心配してそういうことを言っていると。どのように改善していくのかも一度ちょっとまとめて答弁してもらいたいと思います。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問の中で先ほどアンケートの意

見・要望という形で答弁させていただきましたが、その中の改善した内容としましては、季節に合わせて浴槽、水風呂、プールの水温の調整、サウナの温度管理、大広間の一部に座卓と座布団を設置、レストランメニューの見直しなどを実施しております。

今後につきましても、指定管理者と協議を重ねて対応してまいりたいと考えてございます。答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） そういう住民の皆さんの意見を積極的に取り上げていただいて、そういう改善されたことは一つの前進だと思いますので、引き続きそういうふうにして皆さんが来れるように改善してもらいたいと思います。

それで、（４）の問題は、指定管理者制度そのものの見直しを私は検討すべきじゃないかということで、先ほど令和6年度の予算について予算を引用しながら問題提起をしました。ですから、指定管理者側にとってみればやはり企業を続けなきゃならないからやっぱりいろいろな点でお金お金と料金料金となろうかと思えますけれども、仕組みとして指定管理者制度はこういうカラオケとかそれから卓球台とかそういうことでの利用料の一部をそういう見てみられると思うんですけれども、指定管理者側にとってみればこの利益というのは利潤というのはどういうふうになるものなのか、そのところ説明してもらいたいと思います。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問について答弁申し上げます。

指定管理者制度につきましては、令和4年10月の定例会にて議案第7号・指定管理者の指定についてを上程しており、議決をいただいております。その内容に指定管理期間も含まれており、令和5年4月1日から令和10年3月31日までとなっております。令和5年4月から運営開始し、徐々に利用数も増えてきている状況でございます。

今後も指定管理者と協議をしていき、地域還元施設等整備計画に掲げております利用数を達成できるよう努めてまいりますので、どうぞご理解いただきたいと思います。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 指定管理者制度になっているわけですがけれども、この制度自身の中で予算の中で一定のやっぱりその企業継続のための予算というのは見ているんですか、積極的に、それともそうではなくていろんなあそこでやっているカラオケとか、あるいはレストランとか、あるいは卓球台とかそういうものについての利用した中からやはりその指定管理者

の利益を見ていると、どういうことになっているのか説明してもらいたいと思います。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問に対しまして答弁申し上げます。

指定管理者制度の中で当組合が利用しているのは使用料金制度というものを使用しております。そちらにつきましては運営の管理自体を指定管理者に行っていただき、その中で指定管理者が自主事業というものを行いまして、先ほど出ていますカラオケとかあと食事関係とかそういったものは自主事業になるんですが、それを行い、その一部を組合のほうに納付をしていただくと。あと、その使用料金制度になりますと、運営の資金のほうは当組合のほうに負担をいたしまして、そこに入ってきました入館料につきましては逆に組合のほうに歳入のほうに入れるという制度を利用しまして当組合は現在みらい交流館の運営を行っております。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） そうすると、指定管理者の側から見れば様々なそのカラオケとかレストランとか卓球とかその自主事業からと。それから、制度的な問題として入館料など、そのところがよく分からないんだけど、安定的に継続してやる余地どのくらい規模で、具体的な金額とか、そういうのは明確に設定してお願いしているものなんですか、そのところがちょっとよく分かりませんので説明お願いしたいと思います。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問についてですが、指定管理者制度を行うために現在契約をしています山新さんのほうから提案をされて、その中の金額が現在の契約金額である年間8,000万円、5年間で4億円という金額を提示していただき、その中でやり繰りをやるという形で契約をしておりますので、問題はないと考えてございます。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） そうすると、この令和6年予算にある8,000万円というのはそういう契約の1年間のやつということで、そういうことでやっていけるというふうに双方の理解の下にこういう指定管理制度をつくってあるということなんですね。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） そのとおりでございます。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 私はこの指定管理者制度をもっと抜本的にやっぱり見直す、そういうことが必要ではないかというふうに考えているところです。このことをちょっと申し上げまして、私の一般質問はこれで終わりにいたします。

○議長（櫻井茂君） 暫時休憩いたします。

午後3時42分休憩

午後3時49分再開

○議長（櫻井茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者に移ります。

11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 11番、日本共産党の佐藤文雄です。

谷仲議員がもう既に質問をなさっておりますので、できる限り重複をしないように質問をいたします。

一般職の任期付職員の採用というのは、石岡の例に倣うというのが答弁だったようです。この職員選考によって任期を定めて採用するという中身で4通りあると、その中の2だというふうに言ったような気がしたんですが、これについてお答えできますか。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ただいまの質問にお答えいたします。

石岡市一般職任期付職員の採用に関する条例の第2条第2項の第1号に該当するものとなります。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） これはどういう中身ですか、教えていただけますか。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 第2条第2項の第1号につきましては、読み上げますと、当該

専門的な知識経験を有する職員の育成に相当な期間を要するため、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従事させることが適任と認められる職員を部内で確保することが一定の期間困難である場合というところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 知識経験を有する職員の育成に相当な期間を有するというご答弁で、当該の専門的な知識経験が必要だというふうにおっしゃっておりますが、この2条には職員を選考により任期を定めて採用するとありますけれども、選考作業をどのようにやったのか、石岡市の職員には該当者はいなかったんでしょうか、管理者、答えていただけますか。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。

先の谷仲議員の質問にも答弁申し上げましたけれども、事業完遂に向けましてこの前例のない特殊な状況に対応していくためには前例のない人材の確保も必要であるとのことから、適材適所として判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 石岡の職員にはいなかったというこの理解でよろしいですか。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 石岡の職員というよりも、この霞台厚生施設組合にとって適材適所の人材ということで行ったことでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 管理者会議の中で決めたというふうな話をされたと思うんですけれども、まず、石岡市の職員をまず公募するということが普通だと思いますが、前例のないやり方を取ったということのようでございます。

それで、この石岡市の職員の任期付職員の採用等に関する規則第2条がありますが、この中身については公正に検証しなければならないという中身が入っていますが、その客観的な判定というのはどのように下したんでしょうか。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。

人事につきましては任命権者としての専権事項でありまして、合理的な範囲において一定の裁量が認められているとの認識でございます。今、石岡市の職員という話でしたが、前任の事務局長に関しましては小美玉市からの職員でございます。あくまでも適材適所というところで選んだということでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 任期付職員に採用された事務局長の小澤さんは、これ定年は令和5年の3月末でしょうか。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 令和5年の3月で定年ということでございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 本来であれば令和5年度の当初予算に計上するべきじゃなかったんですか。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） お答え申し上げます。

条例が令和5年2月の定例会で上程されましたので、その時点では計上はしておりませんでした。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 2月、3月末に小澤さんが辞めるということは分かっているわけですよ。それで専決事項で管理者ができるということですよ。やはり予算というのはちゃんと令和5年の4月1日から施行されるわけですから、令和5年の4月1日から施行できるような状況において予算をつくるべきだと思いますよ、いかがですか、管理者・谷島さん。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 予算の範囲内で行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 予算の範囲じゃないでしょうよ。予算は令和5年の4月以降に始まるんですよ。そのときには小澤さんは3月末で定年になっているんですよ。それは分かっていることでしょう。専決で管理者が決めたわけでしょう。それ決めたというのはぎりぎりに

決めたんですか。管理者ちゃんと答えてください。ぎりぎりに決めたんですか。

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） ただいまの質問にご答弁させていただきます。

4月からの予算がなかったのではないかとということなんですが、4月より1年間の職員の
人件費等がございますので、その範囲で執行させていただきながら10月で補正をさせていた
だいたというような内容でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 4月1日からもう任期付職員になっているわけでしょう。それも予
算的にはこれ見るとかなり高額な部長級の給料ですよ。そういうだから予算の範囲だと言
いますけれども、これがまた10月10日の議会で補正予算を組むというやり方は、これ議会
を軽視しているんじゃないでしょうか、いかがですか。

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） 議会軽視になるのではないかとというふうなご質問でございますけ
れども、そのようなことにはならないというふうに理解して進めたものでございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 任期付職員に採用されたのは4月1日ですよ、予算の範囲内だとい
ってもそのことについてはきちっと議会に示すべきじゃないですか。それを10月10日
に定例議会で補正を組むというのはやはり理解得られないと思うんですよ。だって、管理
者のほうで専決事項でやったって言っているわけでしょう。専決事項って言ったんですよ。
ね、専決、ね。じゃ、もう一回はっきりと答えていただけますか、じゃ。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） 専決ではなくて人事につきましては任命権者としての専権事項だと
答弁したということでございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 専権、つまりそういう権利があるよと、人事については。だったら
そういうふうなときにそれを議会に知らせればいいんじゃないですか。定年になったけれど
も、小澤さんをこういう事務局長のままに今度はこういう形でやりますよということをしっ
かりと議会に知らせるべきではなかったんですか、いかがですか。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。

2月の時点としましてはまだそういう人事につきましては決定していないということでございます。それに基づきまして私のほうで判断しまして適材適所の人事として判断したものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 決定したのはいつですか。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 令和5年の3月14日でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 3月14日に辞令を出したわけですね、確認します。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 3月14日の日付のものは採用してよろしいかという決裁のこと
でございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 決裁はいつですか。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 令和5年の3月14日でございます。

○11番（佐藤文雄君） 決裁だよ。

○総務課長（海老澤昌代君） はい。決裁を受けたのが、はい。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 決裁したのが3月14日で、それは谷島管理者が決裁をしたということ
とですか、確認します。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 決裁は管理者がしております。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 今、1番ですよ、当該専門的な知識経験が必要とされる業務に従
事させるが適任と認められるということをもって任用したということになるかと思うんです

が、やはり小松議員が反対討論でやはり任命権者が高度の専門的な知識や優れた見識ということについては当該の組合の場合そのような規定に合致すると思えないというふうに述べて、議会に対しても説明もないというふうに批判して補正予算に反対しているんですね。やはり私も小澤さんが3月31日で定年になるということは分かっていなかったんですよ。情報によりますと、小澤さんと管理者は同期だというふうに聞いていますが、同期なんですか。

○議長（櫻井茂君） 佐藤議員に申し上げます。通告の範囲内で、また、良識の範囲内でご質問をお願いしたいと思います。

11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） いずれにしても、この問題についてはやはり3月14日に決裁をしたということであれば、4月以降にせめて議会にはそのことは知らせるべきだったというふうに思いますが、管理者、いかがですか。

○議長（櫻井茂君） 管理者・谷島君。

○管理者（谷島洋司君） お答えいたします。

先ほどもご答弁いたしました。人事につきましては任命権者としての専権事項であるということですので、今回につきましてもしっかりと適材適所の人材を選んだということでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） いずれにしても、そうすると各ほかの副管理者には相談をしなかったような経過になるかなと思います。

じゃ、次に行きますね。

S P Cによる不適切な業務遂行に対する質疑でございます。

これまでの経過、発生状況、是正勧告の主な内容、是正勧告に対する主な改善、そしてS P Cの今後の対策、6、組合の今後の対応、これ以上6点の説明を求めたいと思いますが、一つずつのほうがよろしいですか。じゃ、一つずつお願いします。

○議長（櫻井茂君） 一問一答方式ですので、一つずつ質問をお願いいたします。

○11番（佐藤文雄君） いいですか。これまでの経過について。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

小美玉市からの情報提供により9月に発覚した新広域ごみ処理整備・運営事業運営業務委

託契約書及び要求水準書に違反する行為について、10月6日に特別目的運営会社であるSPCから顛末報告書の提出を受けました。その報告書により、茨城県県央環境保全室へ10月27日に組合より報告をいたしました。その後、11月6日に契約書に基づく是正勧告をSPCに通告し、11月30日付で是正報告書が組合に提出されました。1月9日の組合議会臨時会前の議会事前説明会において上記の内容について説明させていただきました。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） SPCというのが私もよく分からなかったんですよ。今答弁がされましたが、特別目的会社というんですね。このヒルサイドレイク環境テクノロジー株式会社を指すんじゃないかと思いますが、このヒルサイドレイク環境テクノロジー株式会社というのはどういう仕事をやっているんですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問についてお答えします。

ヒルサイドレイク環境テクノロジー株式会社は、20年間の長期包括委託の運営管理を行っている会社でございます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 20年間運営管理を委託している会社だと、かなり責任が重いですよ。ね、20年間ですから。そうすると20年間の、今回の情報提供によって小美玉から分かったわけでしょう、そのときに調べると約2年も不適切な業務が行われていたということですよ。ね。20年間のうちの2年間不適切なことをやられたということによろしいですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問について答弁申し上げます。

不適切な業務遂行につきましては、ご察しのとおり約2年間でございます。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） それから、茨城県県央かな、環境保全室と当組合とこれSPC、いわゆるヒルサイドレイクの関係はどのような関係なんですか教えてください。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問を対して答弁申し上げます。

環境保全室は当組合の地域を担当する県の機関、本組合の監督官庁の一つであります。組合とSPCの関係は、組合は発注者、SPCは受注者となります。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） この環境保全室というのはかなり権限があるんですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ございます。

以上になります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） どういう権限ですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 水質汚濁防止法第5条の1項の規定により、特定施設設置届出書の提出を設置者である組合が茨城県に提出しております。その提出と異なる内容が確認されたため、届出の所管である県央環境保全室に顛末書を提出したということになります。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 組合の人数は今14名ですね、SPCの人数と人員配置、それから運営共同企業体というのがあるかと思うんですが、その運営に当たっての役割はどのようなものか教えてください。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問の答弁につきましては、組合職員は14名になります。SPCの職員は令和6年2月現在で53名になります。運営管理事務担当が5名、受付業務が4名、見学者担当が3名、ごみ焼却施設が24名、リサイクルセンターが17名になります。関係会社とはSPCの下で施設全体を管理している日立造船株式会社、ごみ焼却施設運転維持管理を行っている日立造船とHit環境サービス株式会社、リサイクルセンターの運営維持管理を行っている極東開発株式会社と極東サービスエンジニアリング会社になります。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 運営会社の下の方に平成建設が石岡、エイブルコーポレーションが小美玉、千和がかすみがうら市、大昭工業が茨城町の業者ですか、これはどういうふうな役割を果たしているんですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） そちらにつきましては、建設をするここを建てる時のJVということでございます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） ただいまの答弁に補足をさせていただきます。

先ほど佐藤議員よりお名前が出ました企業につきましては、協力企業ということでこの建設時に入札に参加するときに提案のあった企業名でございまして、運営管理に関しては一切その協力企業のほうの業務としては委託はされていないかというふうに認識しているところでございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 発生状況について聞きます。

水質管理における電気伝導率の指標とは何でしょうか、不適切な業務遂行との関連について教えてください。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） まず、発生状況になりますが、本来の機器冷却水の水質管理は電気伝導率を指標とし自動調整をしておりましたが、指標値を超えた際に早急に調整しなければならないという作業員の思い込みから、自動調整用の水量バルブを操作したことにより床側溝からの排水が間に合わず床が浸水状態となりました。この状況を回避するため正規とは異なる場所から排水を行いました。また、その流末が敷地内の排水系統であると作業員の誤った思い込みがあったため、今回の不適切な業務が発生したことになります。

発生した状況を整理した結果、人的要因として技術的な知識不足等があり、物的要因として誤作動を行ったことを想定していなかった、あと管理的な要因として指導的な立場の技術不足というのがございます。

先ほどの不適切な業務に関連という中で電気伝導率のことですが、電気伝導率というのは水の電気の通りやすさを示す値になり、純水なほど電気を通りやすくするため腐食やスケー

ル等の指標等用いられてございます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 正規とは異なる場所というのはどういう中身なんですか、正規とはどこで、異なる場所はどこですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 正規の場所ですが、水の管理は自動で排水を行う施設内の排水集水桝になります。異なる場所ですが、機器冷却塔の屋外配置フロアの集水桝となります。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 排水については簡単にできるんですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 機器冷却塔とその集水桝との高低差を利用して排水を行ったと報告を受けてございます。

○11番（佐藤文雄君） 簡単にできるのらかって聞いているんだよ。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） はい、簡単にできると報告を受けております。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 作業管理の書類の不備というのがありますが、これは何でしょうか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） マニュアルや作業要領書、作業手順書等の法制や方針、矛盾や不純箇所など、あと、作業要領書の手順書に詳細の記載がなかったというところの点になります。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） その書類の不備というのは、なぜそういう不備が出たんですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 報告によりますと、詳細につきましては細かい報告は受けていないんですが、細かい作業の手順書の中の抜けているその細かい部分の作

業までを入れていなかったと報告を受けてございます。

以上です。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 手順書が十分でなかったということですね。情報によると、再利用水槽には純水逆洗排水という薬品や不純物が混ざった水も含まれているとありますが、この純水逆洗排水という薬品とは何でしょうか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 純水逆洗排水は薬品ではございません。純水装置にて上水を純水にする際に出る水になり、この水の成分は上水に含まれるカリウムやシロカ、中性された塩などになります。有害物質は含まれてございません。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 次に、是正勧告の主な内容について説明願います。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 1点目につきましては、適切な排水を行わず、機器冷却水を雨水排水として放流したことの即日改善を求め、機器冷却水の安全性の確認、また、周辺環境に与える影響を確認するため水質検査の実施を要求し、人体や周辺環境に及ぼす有害な物質が検出されなかったことを確認しております。

2点目が、発注者モニタリングにおいて不適切な排水業務に関する一切の報告をしなかったことについて、報告書をまとめ提出するように求めました。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 発注者モニタリングとは何でしょうか具体的に説明してください。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 発注者モニタリングとは、SPCの運営状況の報告と当月の運営計画についての報告になります。内容といたしましては、SPCの運営実績の報告、修理や補修などの報告、職員の教育実施、運転業務報告等の報告を受け、現状の運転状況の把握や改善点の指摘、運営に関する要望などを協議してございます。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） それでは、是正勧告の主な内容について。ごめんなさい、次だ。是正勧告に対する主な改善について教えてください。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

是正勧告の1点目に対しましては、手動操作での作業を取りやめ、計画どおりに電気伝導率を指標とし、自動調整で機器冷却水の水質管理を徹底するとともに、床側溝から排水があふれたことの改善策として配管の改良をいたしました。

2点目に対しましては、不適切な業務に関する報告として顛末報告書の提出、改善対策及び再発防止策を含めた是正報告書の提出がなされました。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 配管の改良とはどのようなものでしょうか、具体的に説明をしてください。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問につきましてご答弁申し上げます。

水質調整用の配管の排水出口からホースを取付け、フロア内の側溝内に延長し、排水先の集水桝まで設置を行いました。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） SPCの主な今後の対策について教えてください。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

組合としましても提出された是正報告書の精査をいたしました。その上で、1点目、施設全体の設備のマニュアル・作業手順書・作業要領書等の確認を行い、必要に応じて見直しを行う。

2点目、運営本社職員による業務内容の監視並びに担当役職に応じた再教育を実施。

3点目、職場環境等アンケートを実施し、職員の技術や業務に対する能力向上や風通しのよい職場づくりを目指す。

4点目、今後周辺環境に影響がないことを確認するため、施設内の雨水集水桝の数か所の

水質検査を水質汚濁防止法に基づき約3年間を目途に検査をし、ホームページに掲載をする。

以上がSPCが提出しました対策でございます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） まず一つは、運営本社の職員とはどういう方でしょうか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） SPCの構成企業各社にある運營業務を管理している部署の職員となります。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 改善提案箱を設置して職場環境等のアンケートを実施するとありますけれども、これはもう行ったんですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問につきましてご回答申し上げます。

是正報告書が提出されたときにはもう実施をされております。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） そのアンケートというのはどういうアンケートの中身がありますか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） アンケートの中身といいますと、中身アンケート内容につきましては、毎月モニタリングで報告はされますが、SPCが実際に行っていることございまして、今のところ報告のほうはございませんので、中身のほうは実際分からない状態でございます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） アンケートを実施してもう既にそのアンケートは回収されていると思うんですけれども、そのアンケートの答えではどういう改善点があったんでしょうか。改善提案ですからね、どういう改善提案がありましたか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまのその改善点につきましては報告を受けてございません。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） これはいつやったんですか、いつやったんですか。この改善提案箱を設置してアンケートをやったわけでしょう。これいつ始めたんですか。で、まだ中身が分からない。これ遅いんじゃないですか。明確に教えてください。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） この改善箱につきましては、その11月30日のこちらに改善報告書が提出されたときにはもう設置しているという情報ありますが、内容につきましてはまだ報告がないため、ちょっとお答えすることができません。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） いや、遅いんじゃないかって言っているんだよ。11月に始まったんでしょう、今何月ですか、そこを聞いているんですよ。

水質検査を3年間とした根拠はどういう根拠でしょうか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 冷却水を放流していた期間が先ほど約2年間とありましたので、それに相当する期間として3年間を設定いたしました。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） これホームページで公開するみたいですが、このホームページはどこのホームページを見ればいいんですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 水質検査の結果につきましては、SPCのホームページに掲載となります。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） この検査の業者はどのような名称の検査機関ですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 検査機関につきましては第三者の機関でございまして、民間の専門の会社に提出して結果を得ています。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） それじゃ分かりません。明確に名前を言ってください。調べられません。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 第三者の民間機関という情報はこちらに来てはいますけれども、会社名まではちょっと報告がないため回答ができません。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） それでいいんですか。それじゃまずいでしょう。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問につきまして、手元にその会社名を記載している資料等がございませんので、後日ご回答させていただきます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） ちゃんと記録に残るようにしてもらいたいですよね、第三者機関と云って分からないでしょう。じゃ、後で提出してください。

次に、組合の主な今後の対応について。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

是正勧告に沿った改善内容であるかを確認し、適切に実行されていたことを確認しました。

今後につきましては、毎月実施している発注者モニタリングにおいて、机上検査だけではなく、施設内の設備、運転状況を検査し、監視・管理の強化に努め、施設のマニュアル等の見直し等を行った場合には、その内容も含めて是正報告書に沿った対応を確認いたします。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） あれもう一つ抜けているんじゃない。もう一つ抜けているよ。周辺住民への周知だよ、抜けているでしょう。

- 議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。
- 業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 住民に対しての報告も行ってまいりました。
- 以上となります。
- 議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。
- 11番（佐藤文雄君） ホームページで住民に対しては説明をしたということですか、そういう理解でよろしいですか。
- 議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。
- 業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 10月19日に組合敷地より300メートル以内の住民及び会社、各区長に対し、不適切な業務遂行の事実と排出先の水質検査を行って、人体や周辺環境への影響がなく安全性におきまして問題がないことを周知させていただいております。
- 以上となります。
- 議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。
- 11番（佐藤文雄君） 確認は誰が行ったのか、管理者は立会いましたか。
- 議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。
- 業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 当組合で行っている発注者モニタリングで確認を行いました。
- 以上となります。
- 議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。
- 11番（佐藤文雄君） いや、管理者は立会いましたかというの。
- 議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。
- 業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 管理者は立会いません。
- 以上となります。
- 議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。
- 11番（佐藤文雄君） それでは、この今回の事例は周辺住民に大変な心配を与えたということがあるんですね。特に異物が入っているとかそういうことがあるのが長年にわたって行われてきたわけです。そういう意味ではかなりの責任があるんじゃないかなと思うんですけども、これについてはどのように考えていらっしゃいますか。
- 議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。
- 業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 今回の不適切な業務につきましては、とても

大変なことをしたという、SPCのほうが行いまして、その監視に当組合がしっかり強化できていなかったということを考えてございますので、今後、先ほど申し上げましたが、検査等強化をいたしまして監視管理をしっかりしていきたいと考えてございます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 今回の冷却水に含まれている伝導率というのがありますけれども、これが黒塗りになっていますが、これは何か関係あるんですか、どういう中身ですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） その黒塗りになっている部分につきましては指標の数字が記載されまして、そちらにつきましては会社のノウハウ等の問題でありますので記載を消させていただいてございます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 今、機器冷却水の敷地内の排出についてというところで第三者機関についても明確な答えがありませんでしたが、それについてはきちっと報告をしてもらいたいんですが。特にこの冷却水の問題では、この機器冷却水のフロー図がございますね。このフロー図で非常に分かりにくいところがあります。機器冷却水が結果的に機器冷却槽に入ると、機器冷却槽は逆に機器冷却水を何か入れるようになっていますが、これはどういう中身なんですか。フロー図がございますね。

○議長（櫻井茂君） 暫時休憩いたします。

午後4時39分休憩

午後4時40分再開

○議長（櫻井茂君） 再開いたします。

業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 先ほどの質問の機器冷却水薬注装置からは、そこには機器冷却水の複合水処理剤というものを含めた希釈されたものがそこから注入されて水質管理を行っているということでございます。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 薬剤が入っているかどうか聞いているんですよ。これ薬剤入っているんですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 浄水に対して0.03から0.04%の割合でこの複合水処理剤という薬品を入れて水質の管理を行ってございます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） それは人体に影響がないという証明があるんですか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） その物質でございますが、水質検査の中で有害とされている物質が含まれていないというものがまず1点目と、あと水質検査の中で一切その成分が検出されなかったということになるため、環境と人体には影響がないということになります。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 以上ですね、はい。

それでは……

○議長（櫻井茂君） 佐藤議員、お待ちください、追加の答弁があります。

○11番（佐藤文雄君） はいはい、追加ある。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 先ほどの第三者機関の検査機関の名前ですが、アルファ・ラボラトリー株式会社という会社でございます。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） それでは、次は、ごみの減量化と資源化の取組についてお尋ねいたします。

一般廃棄物の減量化と資源化については、平成30年度の排出量は6万9,866トン、再生利用量が、いわゆる直接資源化量ですね、これが5,208トン、資源化率が7.5%となっています。令和3年度の目標は5万9,670トンで同じく7,540トン、率は12.7となっています。実

際は排出量が7万3,200トン、再生利用数はいわゆる直接資源化量は1万2,676トン、17.3%ですね、率は。ごみの減量化が進んでいないと思いますが、令和8年度の目標で6万3,266トン、同じく5,543トン、率として8.8%となっていますが、目標というのがあまりにも低いんじゃないでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（櫻井茂君） 建設計画課長・中泉君。

○建設計画課長（中泉茂紀君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

ただいまの数値ですけれども、循環型社会形成推進地域計画の数字かと思われれます。それから一般廃棄物の排出量や再生利用量の目標値の設定につきましては、各市町の一般廃棄物処理基本計画で設定した数値を合算し地域計画に反映しているものでございます。

ご質問のありました平成30年度の排出量6万9,866トンとなっているところ、令和3年度目標では排出量5万9,670トン、実績で7万3,290トンとなっております。令和3年度の目標値は各市町の平成25年度時点での一般廃棄物処理基本計画を基に地域計画第1期計画で設定されたものでございます。令和3年度実績値は地域計画第1期計画目標達成状況報告の際、4市町の実際の排出量を集計したものでございます。

地域計画第2期計画においては、各市町の一般廃棄物処理基本計画を令和元年度に見直したことに伴い、令和8年度の排出量目標値の変更があったことから、6万3,266トンに設定したものでございます。また、直接資源化量についても同様に、各市町の一般廃棄物処理基本計画を見直したことに伴い、令和8年度目標を5,543トン、資源化率8.8%に設定しております。

令和3年度は新型コロナウイルスの影響などもあり、ごみの排出量については地域計画第1期計画の目標を達成できませんでしたが、各市町のごみ減量化の努力で排出量は年々減少しております。

今後も令和8年度の目標達成に向け、各市町と連携して、ごみの減量化と資源化に取り組んでまいります。

答弁は以上です。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） これは8年度の目標というのは今回の実績に基づいて目標を決めたんでしょうか、それとも各市町村から出された目標値なんんでしょうか。

○議長（櫻井茂君） 建設計画課長・中泉君。

○建設計画課長（中泉茂紀君） ご答弁申し上げます。

令和8年度の目標値は、その実績は令和3年度の実績ではございませんので、その前平成30年度までの実績値等を各市町で検討して計画に反映したものでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） いやですから、各市町が出してきた目標、それを合算してこれで集計したということですか。

○議長（櫻井茂君） 建設計画課長・中泉君。

○建設計画課長（中泉茂紀君） 答弁いたします。

議員お見込みのとおり、各市町が出したものを集計したものでございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 組合としてのいわゆるイニシアチブというか、そういうものは全く関係ないということなんでしょうか。

○議長（櫻井茂君） 建設計画課長・中泉君。

○建設計画課長（中泉茂紀君） ご答弁いたします。

基本的には各市町の一般廃棄物処理基本計画の数字をこちらで合算して目標値を設定しておりますので、組合のほうの主体ということはありません。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 管理者にお聞きしますが、こういう各市町だけのやつを集めてやるというやり方というのが今定例、定説になっているようですが、これはやはりしっかりとした目標を立てるべきだと思いますが、そういうイニシアチブを發揮しようというふうなお考えはございませんか、管理者。

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

あくまでも循環型社会形成推進地域計画の話でございますので、これはごみの適正・合理的な処理と処分体制の確立を目的としている計画でございますので、環境汚染を未然に防止して生活環境の保全と公衆衛生の向上を図るための計画というようなことで、循環型社会形成推進法に基づく交付金を頂く対象とするための計画ということでございますので、ごみを減量化していくための目的というよりは、このエリアが目指している数値を集計して計画としてまとめて報告しているというような内容でございますので、ご理解のほどよろしくお願

したいと思います。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） というと、各市町の目標を集計しただけだということを言っているんじゃないかなと思うんですが、イニシアチブを発揮するということが必要なんじゃないですかということについて答えていないんですが、これはどういうことなんでしょうかね。

○議長（櫻井茂君） 事務局長・小澤君。

○事務局長（小澤喜蔵君） ただいまのご質問にご答弁させていただきます。

当組合といたしまして当然ターゲットにしている数字は想定はしておりますけれども、各市町の協議におきまして組合が成り立っているものでございますので、その各市町に対してこの数字もっと甘いんじゃないかとか、これはもうちょっと努力が必要なんじゃないかというようなことが言えるような場、これは研究会の中では言えたとしても、あくまでもその基となっております一般廃棄物処理基本計画そのものの数字に関与してくるものでございますので、その基本計画は審議会を通じて決定される数字でもございますので、慎重に対応していきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 以上で終わります。

○議長（櫻井茂君） 暫時休憩いたします。

午後4時50分休憩

午後4時59分再開

○議長（櫻井茂君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

以上で一般質問を終結いたします。

なお、本日の会議時間は、あらかじめ延長いたします。

（日程第6 議案質疑）

○議長（櫻井茂君） 次に、日程第6、議案質疑を行います。

質疑は通告の順にこれを許します。

なお、質疑の形式は項目別の一括方式とし、時間は1議員30分以内といたしますので厳守

願います。また、質疑回数は2回までとなりますので、よろしくお願いをいたします。

最初に、10番・谷仲和雄君。

○10番（谷仲和雄君） 10番、谷仲でございます。

通告に従い質疑を行います。

まず、議案第4号・令和6年度霞台厚生施設組合一般会計予算について、以下質疑いたします。

1点目、議案書10ページ、11ページ、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、職員等人件費。

一般職職員給6,365万2,000円について、対前年度比628万4,000円増の理由は職員数の増及び給与改定による増との概要説明であります。職員数の増に至った経緯・理由を含め具体的な説明を求めます。

2点目、議案書12ページ、13ページ、歳出、3款衛生費、1項清掃費、1目塵芥処理費、クリーンセンター運営費。

1番目、施設運転管理業務委託料6億5,267万3,000円、対前年度比2,153万4,000円増額の理由に物価変動に伴う委託料の改定による増との概要説明であります。物価変動に伴う委託料の改定とは、積算根拠等を含め具体的な説明を求めます。

2番目、焼却灰等溶融処理業務委託料3億3,627万円、対前年度比2,448万6,000円増額の理由に物価高騰による処理単価の増との概要説明であります。主に燃料・薬品等の消耗品類が要因と理解してよいか、積算根拠等の具体的な説明を求めます。

3番目、不燃残渣処理委託料1,016万4,000円、対前年度比191万4,000円の増額の理由に物価高騰による処理単価の増との概要説明であります。積算根拠等の具体的な説明を求めます。

3点目、議案書14ページ、15ページ、歳出、3款衛生費、1項清掃費、2目施設整備費、ごみ処理広域化事業協定割のうち、周辺環境等整備工事費1億円、対前年度比5,000万円の増額とする理由についてお聞きします。

以上、答弁を求めます。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

初めに、1点目でございます。

構成市町からの派遣職員が組合職員となったことによる職員数1名の増、給与改定による

増額、職員の定期昇給等により、一般職職員給が628万4,000円の増額となっております。

1点目の答弁については、以上となります。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） （2）の①の施設運転管理業務委託料の積算根拠について説明いたします。

施設運営管理業務委託につきましては、期間が令和3年度から令和22年度までの20年間の運営業務委託契約書を平成29年9月に締結しております。

その運営業務委託契約書の別紙3において、年度ごとの委託料は、国が公表する毎月勤労統計や国内企業物価指数などの指標を基に毎年見直しを行い、前回の改定時との指標を比較してプラスマイナス1.5%を超過する増減があった場合には、運営業務委託料の改定を行うものと契約書に記載されております。令和6年度の運営業務委託料の計上に当たりましては、改定の指標の対象となる人件費・油脂類費・燃料費・薬剤費・補修費・電気水道料金の項目のうち、電気水道料金を除く全ての指標において、前回の改定時との比較をしてプラス1.5%を超える変動があったため、委託料の改定を行った結果、増額に至ったものでございます。

②の焼却灰溶融処理業務委託料の積算根拠につきましては、ごみ焼却施設から排出された焼却灰は、県内県外の3か所の資源化処理施設で溶融や焼成などの工程を経て、再生砕石などに再利用をされておりますが、この処理工程時に使用される電気、天然ガス、石炭などの燃料費や運搬費などの価格高騰により、処理単価が増額したことが主な要因となります。

次に、③の不燃残渣処理委託料の積算根拠につきましては、リサイクルセンターから排出された不燃残渣は、資源化ができないため埋立てによる最終処分を行っておりますが、埋立地の水処理工程において使用される薬剤費や運搬費などの価格高騰により、処理単価が増額したことが主な要因となります。

2番につきましては、以上となります。

○議長（櫻井茂君） 建設計画課長・中泉君。

○建設計画課長（中泉茂紀君） それでは、3点目の周辺環境等整備工事費についてご説明申し上げます。

周辺環境等整備工事費については、突発的・緊急的な工事費として計上しているもので具体的な内訳はございませんが、現在、履行中の霞台旧施設解体工事に伴う令和4年度の調査で地中埋設廃棄物が存在することが判明しており、解体工事を含ま跡地整備に伴う撤去処分

の可能性がございます。新処理場建設時での埋設廃棄物に伴う地中障害物撤去では約5,800万円の費用が発生したこともあり、その他の突発的な工事にも対応するため、1億円を計上しているものでございます。

答弁は以上です。

○議長（櫻井茂君） 10番・谷仲和雄君。

○10番（谷仲和雄君） それでは、再質疑を行います。

まず1点目、一般職職員給の答弁ですが、派遣職員が組合職員となる者1名、これはまず事務局長ということによろしいのかどうか、それを確認したいと思います。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 2回目の質問にお答えいたします。

職員数1名の増は事務局長ということとなります。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 10番・谷仲和雄君。

○10番（谷仲和雄君） あと2点目につきましては、1番、2番、3番答弁いただいたと思います。それで、この3点目、この周辺環境等整備工事費の旧施設解体工事を含む地中障害物……

○議長（櫻井茂君） 谷仲議員に申し上げます。2回までとなっておりますので、先ほど2回目の質問されましたので、次の質問に移っていただくこととなります。質問回数は2回までということで先ほど申し上げたとおりであります。項目別一括方式になりますので、1番の議案第4号については2回質問もうされていますので、2番目の議案第5号の質問に入ってくださいようになりますので、お願いします。

○10番（谷仲和雄君） はい、承知しました。

それでは、議案第5号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第2号）について質疑をいたします。

1点目、議案書2ページ、第2表継続費補正、3款衛生費、1項清掃費、霞台旧施設解体事業、この補正前総額12億3,262万7,000円から補正後総額7億7,055万円とすることについて。

霞台厚生施設組合公式ホームページから入札情報関連、条件付一般競争入札情報、入札結果の公表によると、予定価格税抜き10億7,183万円に対し、落札額が6億7,400万、この差額が今補正予算案における継続費の減額補正となった要因と見ております。これを踏まえ、

質疑いたします。

この霞台旧施設解体事業費の予算総額12億3,262万7,000円に対し、補正後の総額は7億7,055万円で、その差額は4億6,207万7,000円となっております。これかなり差が開いていると思いますが、この差に対する執行部の所見、これをお聞かせいただきたいと思います。

続きまして、2点目、議案書2ページ、第3表繰越明許費、3款衛生費、1項清掃費、クリーンセンター運営費1,980万円について、繰越明許費とする理由をお聞きいたします。

以上、答弁を求めます。

○議長（櫻井茂君） 建設計画課長・中泉君。

○建設計画課長（中泉茂紀君） それでは、ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

(1)の継続費補正の霞台旧施設解体事業の予算額との差額についてでございますが、霞台旧施設解体事業の予算額については、国、県の公表単価及び複数の業者から参考見積りを徴取し、実勢価格に相当する金額を設計額として算出しております。解体工事の落札価格につきましては、入札時において入札参加業者の見積りにより積算されておりますので、その金額差につきましては、企業努力によるものと考えてございます。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） 2番についての質問についてご答弁申し上げます。

2につきまして先ほど議会事前説明会において報告させていただきましたが、令和5年度の備品購入費で計上していたごみ展開検査装置の予算につきましては、特殊な機械であるため、今年度中の納品が困難となることから繰越明許費を設定させていただきました。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 10番・谷仲和雄君。

○10番（谷仲和雄君） 2回目の質疑行きます。

1点目の継続費補正の件で、先ほど答弁をいただきました。それで、これ解体の実施計画ですとかその工事の予定価格が出て、それを基に条件付きの一般競争入札で落札をしていると。そういうところですので、こちらしっかりとこの解体の事業遅れないように進めていただくよう指導監督のほどよろしくお願いを申し上げます。これは要望ということでよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 次の質疑者に移ります。

9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 9番、日本共産党の小松豊正です。

通告に従って議案質疑を行ってまいります。

まず、議案第4号・令和6年度霞台厚生施設組合一般会計予算について質問いたします。

（1）予算書2ページ、歳入、第2表債務負担行為、職員配備用パソコン機器借上料とAED借上料を計上しておりますけれども、それぞれ何台か質問いたします。

（2）予算書7ページ、歳入、地域還元施設使用料1,472万円の算出根拠について説明を求めます。

（3）予算書7ページ、歳入、売電収入3億2,074万4,000円の算出根拠について説明を求めます。

（4）予算書9ページ、歳入、指定管理施設納付金72万円について説明を求めます。

（5）予算書13ページ、歳出、みらい交流館指定管理者指定管理料8,000万円について説明を求めます。

（6）予算書19ページ、再任用短時間勤務職員の勤務時間と仕事内容、時間給についてどうなるのか説明を求めます。

（7）予算書19ページ、会計年度任用職員の勤務時間と仕事内容、時間給について説明をお願いいたします。

以上が1回目の質問です。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

初めに、1点目でございます。

職員配備用パソコン借上料とAED借上料の台数につきましては、職員配備用のパソコンが9台、AEDが1台でございます。

次に、2点目でございます。

地域還元施設使用料1,472万円の算出根拠につきましては、みらい交流館の使用料、大人500円、子ども300円に、令和6年度の入館者数を大人2万8,600人、子ども1,400人と見込みまして算出をしております。

次に、3点目でございます。

売電収入3億2,074万4,000円の算出根拠につきましては、令和5年度の発電電力量の実

績及び見込みを基に、クリーンセンターみらい及び地域還元施設みらい交流館の電力使用量を除いた年間の売電電力量をバイオマス分1万2,195.6メガワットアワー、非バイオマス分8,130.4メガワットアワーと見込みまして、それぞれの見込単価、バイオマス分が18.7円、非バイオマス分を11.4円乗じまして算出しております。

次に、4点目でございます。

指定管理施設納付金につきましては、みらい交流館の管理に関する基本協定書で定めているもので、指定管理者におけるレストラン事業や物品販売などの自主事業による収入を480万円と見込みまして、その15%にあたる72万円を指定管理施設納付金として計上しております。

なお、指定管理期間の初年度である令和5年度は免除としており、2年目以降からの収入となります。

次に、5点目でございます。

みらい交流館指定管理者指定管理料8,000万円につきましては、指定管理者がみらい交流館の管理運営業務を行うために必要な経費を指定管理料として組合から指定管理者へ支払う費用でございます。この金額は上限額となります。

次に、6点目でございます。

再任用短時間勤務職員の勤務時間は、午前8時30分から午後5時15分までの週4日の勤務としております。

仕事内容につきましては、中継センターの運営管理業務としております。時間給ではなく月給制となりまして、なお、金額については、茨城県の最低賃金を上回っております。

次に、7点目でございます。

会計年度任用職員は2人を雇用予定で、勤務時間は午前8時30分から午後5時15分まで、1人がフルタイムで週5日、もう1人がパートタイム週4日の勤務としております。

仕事の内容につきましては、一般事務の補助として業務を行う予定です。時間給ではなく、こちらも月給制となります。なお、金額については、茨城県の最低賃金を上回っております。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 2回目の質問ですけれども、（5）ですね、今説明がありましたように、みらい交流館指定管理者指定管理料8,000万円、これは8,000万円を限度と予算を組んだということなんですけれども、そうしますと、それを下がった場合は補正ということにな

るかと思うんですけども、この8,000万円とした基準というか、もう少し分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

以上、2回目の質問です。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの2回目の質問の回答でございますが、答弁でございますが、指定管理者制度を導入するに当たり入札を行いまして、その入札の中で現在の指定管理者の山新が提案の中で金額を上限を8,000万として提案をしてきましたので、その上限額となります。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 次に、議案第5号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第2号）について質問いたします。

（1）補正予算書6、7ページ、地域還元施設使用料2,604万5,000円を減額しておりますけれども、このことについて説明をお願いいたします。

以上が1回目の質問です。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

令和5年度地域還元施設使用料については、想定していた当初の見込みよりも入館者数が伸び悩んだことから、減額補正するものでございます。

答弁は以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 伸び悩んだから減らすということですが、その計算式というのはあると思いますけれども、それをちょっと教えてください。1人減ったらこうなるとか何かそういうのあるかと思うんですけども。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 令和5年度の当初の見込みについては、利用料入館者数を6万5,000人として考えておりまして、それで使用料を計上しております。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） じゃ最後に、議案第6号・霞台厚生施設組合監査委員会条例の一部を

改正する条例を制定することについて質問いたします。

第4条においては、30日以内の監査から60日以内の監査へ、また第6条においては……

[「7条です」と呼ぶ声あり]

○9番（小松豊正君） 第7条ですね、においては20日以内の提出から60日以内の提出に改正する理由、それについての説明を求めます。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

議案第6号・霞台厚生施設組合監査委員条例の一部改正につきましては、令和5年5月の地方自治法の一部改正に伴いまして、引用条項の改正に伴うものでございます。併せて構成市町の条文を参照しまして、構成市町に合わせた日数に改正をするものです。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） そういう説明だとよく分かんないんですけども、その中身ですね、つまり日にちが変わったことによって例えばそうすると監査の人が楽になるとか、実情に合わせるのか、何か理由があるかと思うんですけども、どうしてこういうふうに延ばすのかその理由を聞いております。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 2回目の質問について答弁いたします。

延ばした理由につきましては、構成市町の条文を参照しまして構成市町に合わせた日数ということに改正をしております。

以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 次の質疑者に移ります。

11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 11番、佐藤文雄です。

議案第4号・令和6年度霞台厚生施設組合一般会計予算について。

歳入において、物品売払い収入について、令和5年度の予算及び令和3年度からの実績値の比較の説明を求めます。

歳出については、まず一つ、一般管理費における給料、職員手当及び共済費が令和5年度と比較して増えていますが、その説明を求めます。

（2）一般管理費における役務費が令和5年度と比較して増えていますが、その説明を求

めます。

(3) 衛生費の塵芥処理費における負担金補助及び交付金、電気事業発電側課金421万4,000円の説明を求めます。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） ただいまの質問の歳入の（1）につきまして答弁させていただきます。

令和3年度から令和5年度の物品売払い収入の比較につきましては、昨今、エネルギーを取り巻く国際情勢の変動などにより、全体的に上昇傾向にあり、現在におきましては令和4年度から続く高値域での推移をしている状況となっております。

令和6年度の予算計上に当たりましては、ごみの搬入量が減少していることと売払い単価が推移していることを勘案しながら計上したのになります。

まず、鉄類売払い収入についてですが、直近の実績に近い単価にて積算を行いました。収入見込額は、令和5年度と比較すると99万5,000円増額の3,396万8,000円となります。

次に、非鉄金属類についてですが、特にアルミや銅などの単価は高値を維持したまま推移していることから、令和5年度の予算単価よりも25%上乘せをして積算しました。収入見込額は、737万円増加の3,586万円となります。

続きまして、ペットボトルにおきましては、令和5年度の日本容器包装リサイクル協会の入札単価が、前年度の半額程度まで下落いたしました。そのため、令和6年度における予算計上に当たりましては、数量については横ばいと見込みましたが、単価につきましては実績に近い価格で積算をしたため、昨年度の半分の1,485万円といたしました。

ガラス類、古紙類、小型家電品等につきましても、実績に応じた数量及び単価にて計上しております。

以上となります。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） 続いて、歳出の1点目についてご答弁申し上げます。

職員の定期昇給や構成市町からの派遣職員が組合職員となったことによる職員数1名の増、令和5年の給与改定による増額によるもので、給料が628万4,000円、職員手当が649万2,000円、共済費が245万7,000円の増額となっております。

次に、2点目でございます。

令和6年度の総務費一般管理費における役務費については、現在、無償となっております

指定金融機関における公金の振込事務に係る手数料について、令和6年10月より有料化となることから、振込手数料17万3,000円を新たに計上しております。

また、令和6年度は総務課所管の公用車が車検となりますので、車検に係る費用として2万8,000円を計上していることなどから、役務費全体で24万3,000円の増額となっております。

次に、3点目でございます。

電気事業発電側課金は、令和6年度から、送電線や鉄塔などの電気を運ぶ設備である送配電網の維持管理費を発電事業者にも新たに負担を求めるものでございます。

これまで、維持管理費は、託送料金として小売電気事業者と需要家が全額負担してきましたが、送配電網を利用するのは小売電気事業者だけではなく、発電事業者も発電した電力を流す際に送配電網を利用しているため、小売電気事業者、需要家と発電事業者にも費用負担を求めるものでございます。

予算については、電気・ガス取引監視等委員会に属する第86回制度設計専門会合で示された東京エリア単価を用いて試算をしております。

答弁は以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 電気事業発電側課金というのは新たに設けられたということなんでしょうか。

○議長（櫻井茂君） 業務管理課長兼業務施設課長・荒川君。

○業務管理課長兼業務施設課長（荒川英一君） そのとおりでございます。

答弁は以上となります。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） では、議案第5号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計補正の第2号、一つ、焼却灰等溶融処理業務委託料がマイナス2,650万円の説明。

もう一つが、施設用備品1,014万2,000円の減額の理由。

施設整備費における委託料マイナス28万円の説明。

以上、3点お願いします。

○議長（櫻井茂君） 総務課長・海老澤君。

○総務課長（海老澤昌代君） ただいまの質問についてご答弁申し上げます。

初めに、1点目でございますが、搬入される可燃ごみの量が当初見込みよりも減少したこ

とに伴い、焼却灰の発生量が当初予算で計上した数値を下回る見込みとなったため、2,650万円を減額補正するものでございます。

次に、2点目でございます。

施設用備品、ごみ展開検査装置は、購入に当たりまして、装置を製造している業者が少ないことなどから、再度調査を行い、参考見積りを徴取し、入札予定価格を設定した結果、不用額が見込まれましたので、1,014万2,000円を減額補正するものでございます。

次に、3点目でございます。

施設整備費における委託料の減額理由については、委託2件分の入札差金28万9,000円を減額補正するものでございます。

答弁は以上でございます。

○議長（櫻井茂君） 11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 了解です。

○議長（櫻井茂君） 以上で議案質疑を終結いたします。

（討論）

○議長（櫻井茂君） 次に、討論を行います。

討論は通告の順にこれを許します。

9番・小松豊正君。

○9番（小松豊正君） 9番、日本共産党の小松豊正です。

議案第4号・令和6年度震台厚生施設組合一般会計予算に対する反対討論を行います。

反対の理由第1は、この予算はプラスチック資源循環促進法が令和4年度から施行された下での令和5年度予算に続く予算となります。この法律の基本方針としてプラスチックごみの分別収集、資源化や事業者の自主回収の促進がうたわれています。ところが、この令和6年度の予算には昨年度令和5年度と同様にこの方針が全く反映されておらず、従来のサーマルリサイクルで、プラスチックごみは分別収集、資源化ではなく、燃やせ燃やせとなっています。このことを裏付けているのは、令和6年度の売電収入の予算を令和5年度予算3億2,000万円から3億2,074万4,000円に引き上げていることです。これはプラスチック資源循環促進法が求めている方向に逆行するのです。

今、地球温暖化対策が叫ばれています。日本ではごみを燃やして埋める処理が定着していますが、高温で燃やせば、それだけ二酸化炭素CO₂の排出量が増えます。気温上昇を産業

革命時より1.5度Cまで抑えるためには、2030年までにCO₂排出量を大幅に低下させ、2050年までにCO₂排出量増加量をゼロにする必要があります。そのためにはこの10年から20年が正念場で、有効な対策を実行することが求められています。

この霞台厚生施設組合でも、プラスチック資源循環促進法に基づいてプラスチックごみを分別収集、資源化して、可燃ごみの減量化を進め、焼却量、発電量を減らすことが喫緊の課題ですが、予算上、逆行していることを強調して反対します。

反対の理由の第2は、地域還元施設みらい交流館の利用者が目標を照らして大幅に減少しているのに、予算上、原因の究明と抜本的な対策が取られていないことです。

以上を申し上げ、議員各位の賛同をお願いいたしまして、議案第4号・令和6年度霞台厚生施設組合一般会計予算に対する反対討論といたします。

○議長（櫻井茂君） 次に、11番・佐藤文雄君。

○11番（佐藤文雄君） 議案第4号・令和6年度霞台厚生施設組合一般会計予算に反対の立場で討論します。

ガイドラインによりますと、モニタリングとは選定事業者による公共サービスの履行に関し契約に従い適正かつ確実なサービスの提供の確保がなされるかどうかを確認する重要な手段であり、選定事業の対象とする公共施設等の管理者等の責において選定業者により提供される公共サービスの水準を監視、測定、評価する行為とされています。

すなわち、PFI事業のモニタリングとは、選定事業者に行った業務の内容が要求水準を満たしているか、また、業務の安定性、継続性が確保されているかについて監視し、その結果を選定事業者へのサービス対価の支払いに反映させることによって官民の適切な役割分担に基づく低廉かつ良質な公共サービスの提供を実施することを目的として行うものであります。DBO方式であってもこのことは同じではないでしょうか。今回のSPCヒルサイドレイク環境テクノロジー株式会社による不適切な業務遂行は、損害賠償請求の対象となることは明らかであります。

また、事務局長の任期付職員の採用について改めて異議を表明をいたします。

地球温暖化が世界的に問題になっている中、ごみの減量化、資源化への取組は、当霞台厚生施設組合にとっても必要不可欠であります。各市町任せではなく、組合がイニシアチブを取って発揮すべきと考えます。

以上、反対討論といたします。

○議長（櫻井茂君） 以上で討論を終結いたします。

(採 決)

○議長（櫻井茂君） これより採決に入ります。

初めに、議案第4号・令和6年度霞台厚生施設組合一般会計予算についてを採決いたします。

本案は起立により採決をいたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（櫻井茂君） 起立多数であります。よって、本案は原案のとおり決しました。

次に、議案第5号・令和5年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算（第2号）、議案第6号・霞台厚生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについての計2件を一括して採決いたします。

お諮りいたします。

本案はいずれも原案のとおり決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君） ご異議なしと認め、さよう決しました。

(日程第7 閉会中の継続調査の申出について)

○議長（櫻井茂君） 次に、日程第7、閉会中の継続調査の申出についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしましたとおり、議会運営委員長から議会会議規則第67条の規定により、閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りいたします。

本件は、議会運営委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査に付することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ声あり〕

○議長（櫻井茂君） ご異議なしと認め、さよう決しました。



○議長（櫻井茂君） 以上で今期定例会の日程は全て終了いたしました。

これもちまして、令和6年第1回霞台厚生施設組合議会定例会を閉会いたします。

長時間にわたりご苦労さまでございました。

午後5時40分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

霞台厚生施設組合議会

議長 櫻井 茂

霞台厚生施設組合議会

署名議員 小松 豊正

署名議員 谷仲 和雄

資 料

令和6年第1回霞台厚生施設組合議会定例会議事日程

令和6年2月19日

日程第1 会期の決定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第4号ないし議案第6号

議案第4号 令和6年度霞台厚生施設組合一般会計予算

議案第5号 令和5年度霞台厚生施設組合一般会計補正予算(第2号)

議案第6号 霞台厚生施設組合監査委員条例の一部を改正する条例を制定することについて

日程第5 一般質問

日程第6 議案質疑・討論・採決

日程第7 閉会中の継続調査の申し出について

令和6年第1回霞台厚生施設組合議会定例会発言通告一覧

【一般質問】

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
1	10番 谷仲和雄 【一問一答】	<p>1 霞台厚生施設組合事務局長の任期付き採用の件について 本年1月9日の令和6年第1回臨時会において茨城県自治紛争処理委員による調停案の受諾を議決した。これを契機に、十分な相互理解に基づく円滑な業務運営の推進が求められるところ。</p> <p>令和5年2月16日に霞台厚生施設組合一般職の任期付職員採用等に関する条例が制定され、令和5年4月1日施行となった。本条例の運用については第2条（準用）から石岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の例によるとされる。</p> <p>また、地方公務員法が改正され、地方公務員の定年が国家公務員と同様に令和5年度から段階的に65歳まで引き上げられることに伴い本組合職員の定年について所要の改正をする霞台厚生施設組合職員の定年等に関する条例の一部改正や、これに併せ、現行の再任用条例を廃止する霞台厚生施設組合職員等再任用条例を廃止する条例なども同日、議決となっている。</p> <p>石岡地方の一部事務組合（霞台厚生施設組合・湖北環境衛生組合・石岡地方斎場組合）における事務局長人事においては、従前の例として、組合を構成する自治体からの職員派遣による部長級（理事職）の処遇・待遇となっていたものと認識をしている。</p> <p>ほか、一部事務組合は地方自治法で定められている特別地方公共団体であり、職員は地方公務員法に定められる公務員となる。</p> <p>一方、65歳定年引き上げに係わる改正地方公務員法が令和5年4月1日施行となったが、これは、地方公務員の定年について、国家公務員と同様に65歳に引き上げるもので、処遇については、同法28条の5の特例任用を除き、均衡の原則に基づく管理監督職勤務上限年齢制、いわゆる役職定年制の導入と給与60歳前の7割水準とするものである。</p> <p>さて、霞台厚生施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例は地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律を根拠とするが、65歳定年引き上げに伴う改正地方公務員法が令和5年4月1日施行となる中、これまで事務局長の職にあった組合構成市から派遣の職員の定年時に併せ、事務局長としての任期付き採用が行われており、現在に至る。</p> <p>人事をはじめ、行政運営において、透明性、公平性の確保は大原則となる。</p> <p>事務局長の任期付き採用の件については、組合運営に対する構成4市町（石岡市・小美玉市・かすみがうら市・茨城町）からの負担金とも関係してくることから、その経緯・理由について本組合議会を構成する議員の一人として質問する必要がある。</p> <p>よって本質問の趣旨は、この件をクリアにすることにより、本組合構成4市町の更なる連携を図り、ごみ処理広域行政にお</p>	担当課長

順	氏 名	質 問 事 項	答 弁 を 求 め る 者
		<p>ける円滑な業務運営の推進に寄与することを目的とする。</p> <p>以上の背景・趣旨から、今回の事務局長の任期付き採用の件について、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律及び霞台厚生施設組合一般職の任期付職員の採用等に関する条例並びに準用する石岡市の条例・規則、令和5年4月1日施行の65歳定年引き上げに伴う改正地方公務員法等に照らし合わせ、以下、4点について質問する。</p> <p>(1) 一般職職員給に代表される職員等人件費の原資は何か、確認したい。</p> <p>(2) 令和5年4月1日施行の定年65歳引き上げに伴う改正地方公務員法を含め、霞台厚生施設組合職員の勤務条件や処遇等については、全て石岡市の例に準ずる規定になっていると理解してよろしいか。</p> <p>(3) 任期付職員の種類は次の4つ。a, 特定任期付職員、b, 一般任期付職員、c, 法4条任期付職員、d, 任期付短時間勤務職員、この4つに区分される。その中で、フルタイム任期付職員に該当するのが、a, 特定任期付職員、b, 一般任期付職員、c, 法4条任期付職員の3つとなる。そこで、今回の事務局長の任期付採用は「特定任期付職員」又は「一般任期付職員」、どちらでの採用となっているかお聞きしたい。</p> <p>(4) 今回の事務局長の任期付き採用の件について、組合運営に対する構成4市町（石岡市・小美玉市・かすみがうら市・茨城町）からの負担金と関係してくることから、今回の事務局長の任期付き採用に至った経緯・理由について、任命権者である管理者に説明を求める。</p>	<p>担 当 課 長</p> <p>担 当 課 長</p> <p>管 理 者</p>
		<p>2 識見監査委員の導入について</p> <p>地方自治法の規定に基づき、普通地方公共団体である構成4市町における監査委員の選任は、財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する識見監査委員と議員のうちから選任する議会監査委員となっているのは、ご承知のとおりである。</p> <p>一部事務組合は、普通地方公共団体がその事務の一部を共同で処理するために、協議により規約を定め、構成団体の議会の議決を経て、都道府県が加入するものにあつては総務大臣、その他のものにあつては都道府県知事の許可を得て設ける特別地方公共団体であり、職員は地方公務員法に定められる公務員となる。</p> <p>現在、監査委員の選任は、本組規約第11条第1項、及び第2項の規定により、管理者が組合議員の中から2名、組合議会の同意を得て選任している。</p> <p>こうした状況等を踏まえ、本組合監査委員においても、地方自治法の規定に準則し、識見監査委員と議会監査委員の2名体制となるよう、組規約の改正を視野に入れた構成4市町での協議が必要と考えるが、これに対する管理者の所見を求める。</p>	<p>管 理 者</p>

順	氏名	質問事項	答弁を求める者
2	9番 小松豊正 【一問一答】	1 プラスチック製品の再資源化にどのように取り組むのか (1) 令和4年4月1日施行のプラスチック資源循環促進法をいかにとらえ、どのように実践してきたか。 (2) 霞台厚生施設組合が水戸市清掃工場「えこみっと」を視察して何を学び、実践に生かしてきたか。 (3) 構成4市町といかに協議し、どのように取り組んできたか。 石岡市におけるプラスチック製品資源化の実証実験の現場を霞台厚生施設組合として現地視察して学び、具体化すべきではないか (4) 構成4市町の実践を霞台厚生施設組合として、どのように発展させていくのか。	管理者 副管理者 担当課長 管理者 担当課長
		2 地域還元施設「みらい交流館」の利用状況と利用住民の声に基づく改善について (1) 開館以来の月ごと利用者数をどのように評価しているか。 (2) 利用住民の意見・要望について。 (3) どのように改善していくのか。 (4) 指定管理者制度の見直しを検討すべきではないか。	管理者 担当課長
3	11番 佐藤文雄 【一問一答】	1 任期付き職員任用について 一般職の任期付職員の採用は、「石岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例」を準用したものと推察するが、第2条において任命権者は「高度の専門的な知識経験や優れた識見を有する者をその者が有する当該高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用して遂行することが特に必要とされる業務に従事させる場合には、職員を選考により任期を定めて採用することができる。」と規定し、第2項では4通りの例を挙げて示しているが、今回の採用は、次のいずれの場合に該当するのか。管理者の見解を求める。	管理者
		2 SPCによる不適切な業務遂行(機器冷却水の敷地外への排出)について (1) これまでの経過 (2) 発生状況 (3) 是正勧告の主な内容 (4) 是正勧告に対する主な改善 (5) SPCの今後の対策 (6) 組合の今後の対応 以上6点の説明を求める。	管理者 副管理者 担当課長
		3 ごみの減量化と資源化の取組について 一般廃棄物の減量化と資源化については、平成30年度の排出量は69,866トﾝで再生利用量(直接資源化量)は5,208トﾝ(資源化率7.5%)となっている。令和3年度目標は同59,670トﾝで同7,549トﾝ(同率12.7%)としているが実績は排出量	管理者 副管理者 担当課長

順	氏 名	質 問 事 項	答 弁 を 求 め る 者
		<p>73,290 トンで再生利用量（直接資源化量）は 12,676 トン（同率 17.3%）。ごみ減量化が進んでいないと思うが、令和 8 年度目標では同 63,266 トンで同 5,543 トン（同率 8.8%）となっているが、あまりにも目標値が低いのではないのか。ごみの減量化と資源化の取組について説明を求める。</p>	